

第7章 その他

1. 援護事務

(1) 概要

先の大戦において、軍人、軍属、準軍属という国と雇用（みなし含）関係にあった者が、戦争公務により、受傷・り病し、これによって障害の状態になった本人や死亡した遺族に対して、国家賠償の精神に基づき、年金や弔慰金を支給する制度です。昭和 27 年 4 月に「戦傷病者戦没者遺族等援護法」（以下援護法という）が制定され、次のような事務を行っています。

(2) 「援護法」による支給（厚生労働大臣裁定）

① 援護年金

・障害の状態になった者に対しては、本人、死亡した者に対しては、その遺族に支給する。

※対象者：戦没者等の死亡当時の配偶者・18 歳までの子・父母・祖父母など。

② 弔慰金

・日華事変以後の受傷・り病により、太平洋戦争以後に死亡した戦没者等の遺族に対して支給。

※対象者：戦没者等の死亡当時の配偶者・子・父母・孫・祖父母・兄弟姉妹・その他三親等内親族の順番で先順位者 1 名のみ受給できる。

(3) その他「援護法以外」の支給（県知事裁定）

① 特別給付金

・援護年金や恩給を受給している障害者本人やその遺族の中で「戦傷病者等の妻」、「戦没者等の妻」、「戦没者等の父母」に対して支給する。

名 称	受付期間	申請件数
第二十九回戦傷病者等の妻に対する特別給付金	令和 3. 4. 1 ～令和 6. 4. 1	2 件
第十三回戦傷病者等の妻に対する特別給付金	令和 3. 10. 1 ～令和 6. 9. 30	0 件

（令和 5 年 4 月 1 日現在）

② 特別弔慰金

・戦没者等の死亡当時の遺族で、援護年金や恩給を受給する戦没者等の遺族（戦没者等の配偶者・父母等）が全員いない場合に支給。

※対象者：戦没者等の子、孫、兄弟姉妹、その他三親等内親族等の順番で先順位者 1 名のみが受給できる。

名 称	受付期間	申請件数
第十一回特別弔慰金	令和 2. 4. 1 ～令和 5. 3. 31 まで	2,636 件

（令和 5 年 4 月 1 日現在）

③ 対馬丸遭難学童遺族に対する特別支出金

・昭和 19 年 8 月 22 日に敵潜水艦の魚雷攻撃を受け沈没した『対馬丸』に乗船し、死亡した沖縄の疎開学童の遺族（父母）に対して特別支出金を支給する。※年 2 回（前期・後期）

（支給状況）

令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
0 件	0 件	0 件

（令和 5 年 4 月 1 日現在）

(4) 市単独事業

① 原子爆弾被爆者見舞金

・被爆者の福祉の増進を図ることを目的に、昭和 20 年広島市（8 月 6 日）及び長崎市（8 月 9 日）に投下された原子爆弾によって被爆した方々に見舞金を支給する。

（支給状況）

令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
10 人	9 人	8 件

（令和 5 年 4 月 1 日現在）

② 沖縄市地域慰霊祭の開催

・戦没者の御霊を慰めるとともに、世界の恒久平和を誓い平和行政を推進するため、地域慰霊祭（コザ地域・美里地域）を開催する。

2. 民生委員・児童委員

民生委員は、地域福祉の向上のため、社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行います。また民生委員は児童委員も担うこととされています。厚生労働大臣から3年の任期で委嘱され、令和4年12月1日に一斉改選があり、現委員の任期は令和7年11月30日までとなっています。

(1) 民生委員・児童委員の活動

① 社会調査活動

担当区域内の生活の実態や福祉ニーズを日常的に把握する。

② 相談活動

住民が抱える問題について、相手の立場になって親身に相談にのる。

③ 情報提供活動

社会福祉の制度やサービスについて、その内容や情報を住民に提供する。

④ 連絡通報活動

住民が個々の福祉ニーズに応じた福祉サービスが受けられるよう関係行政機関、施設、団体等へ連絡し、必要な対応を促すパイプ役をつとめる。

⑤ 調整活動

住民の福祉ニーズに対応し、適切なサービスの提供が図られるよう支援する。

⑥ 生活支援活動

住民の求める生活支援を自ら行い、支援体制をつくる。

⑦ 意見具申活動

活動を通して得た問題点や改善策についてとりまとめ、必要に応じて民生委員・児童委員協議会を通して関係機関等に意見を提起する。

(2) 民生委員・児童委員の民児協別・男女別状況

(令和5年4月1日現在)

		美東中学校区 民児協		沖縄東中学校区 民児協		宮里中学校区 民児協		美里中学校区 民児協		越来・安慶田 中学校区 民児協		コザ中学校区 民児協		山内中学校区 民児協		計	
男	女	7	12	4	10	6	10	9	14	7	18	13	17	7	13	53	94
		(36.8%)	(63.2%)	(28.6%)	(71.4%)	(37.5%)	(62.5%)	(39.1%)	(60.9%)	(28.0%)	(72.0%)	(43.3%)	(56.7%)	(35.0%)	(65.0%)	(36.1%)	(63.9%)
計		19		14		16		23		25		30		20		147	
定数 (充足率)		26 (73.0%)		26 (53.8%)		23 (69.6%)		31 (74.2%)		34 (73.5%)		32 (93.8%)		28 (71.4%)		200 (73.5%)	

(3) 令和4年度 民生委員（児童委員）の活動状況
（民生委員法・児童福祉法）

内容別 相談・ 支援 件数	No.	相談内容	民生委員	主任児童委員	合計
	1	在宅福祉	178	1	179
	2	介護保険	133	1	134
	3	健康・保健医療	179	3	182
	4	子育て・母子保健	279	44	323
	5	子どもの地域生活	645	114	759
	6	子どもの教育・学校生活	491	128	619
	7	生活費	124	0	124
	8	年金・保険	20	0	20
	9	仕事	141	1	142
	10	家族関係	147	3	150
	11	住居	65	1	66
	12	生活環境	269	19	288
	13	日常的な支援	1,286	40	1,326
	14	その他	1,778	25	1,803
	15	計	5,735	380	6,115

分野別 相談・ 支援 件数	No.	相談内容	民生委員	主任児童委員	合計
	16	高齢者に関すること	1,799	43	1,842
	17	障がい者に関すること	386	13	399
	18	子どもに関すること	1,523	304	1,827
	19	その他	2,027	20	2,047
	20	計	5,735	380	6,115

その他の 活動 件数	No.	その他の活動内容	民生委員	主任児童委員	合計
	21	調査・実態把握	535	54	589
	22	行事、事業、会議への参加協力	2,272	267	2,539
	23	地域福祉活動・自主活動	4,417	698	5,115
	24	民児協運営・研修	2,554	217	2,771
	25	証明（調査・確認等）事務	135	11	146
	26	要保護児童の発見の通告・仲介	4	0	4

回 訪 数 問	No.	内容	民生委員	主任児童委員	合計
	27	訪問・連絡活動	4,814	268	5,082
	28	その他	1,785	19	1,804

整 連 回 絡 数 調	No.	内容	民生委員	主任児童委員	合計
	29	委員相互	6,659	622	7,281
	30	その他の関係機関	2,065	184	2,249

	No.	活動日数	民生委員	主任児童委員	合計
	31		14,040	1,515	15,555

3. 法人後見事業

【事業概要】

社会福祉協議会が法人組織として、判断能力が十分でない認知症高齢者や障がい者の後見人等となり、金銭管理や各種手続き（福祉サービスの利用契約や入退所手続き等）、見守り等の支援を行います。

本事業については、平成 21 年度より沖縄市社会福祉協議会へ事業を委託、実施し、令和 2 年度より沖縄市法人後見事業補助金へ移行しています。

【対象者】

沖縄市に在住し住民登録をした者、又は家庭裁判所の審判により後見人等が必要と認められ、一定の条件を満たす方が対象となります。

(1) 受任件数（令和 5 年 3 月 31 日現在）

障がい種別	高 齢 者	知的障がい者	精神障がい者	合 計
後 見	9	0	3	12
保 佐	1	0	3	4
補 助	1	0	1	2
監 督	2	0	0	2
合 計	13	0	7	20

(2) 申立者の状況

	高 齢 者	知的障がい者	精神障がい者	合 計
市 長	9	0	4	13
親 族	2	0	1	3
後 見 人 ※	1	0	2	3
合 計	12	0	7	19

※後見人の辞任に伴う引き継ぎ

(3) 支援状況

業 務 内 容	件 数
本人・関係者の報告、状況確認、調整	937
ご本人面会	634
入院・医療に関すること	314
生活費等の受け渡し	366
家庭裁判所への業務報告・手続き	79
福祉サービス利用に関する支払い・確認	259
福祉サービス以外に関する契約・申し込み	37
福祉サービス利用の更新・変更	138
住居に関すること	141
土地・不動産に関すること	27
福祉サービス利用に関する契約・申し込み	124
福祉サービス以外の支払い・確認	63
業務終了後の事務	24
年金・手当・保険等に関すること	24
金融機関取引事務手続き	239
遺産相続に関すること	5
保険料支払いに関すること	9
後見監査業務に関すること	61
親族との調整・報告等	51
担当者会議	29
外出支援・買い物支援	55
債務整理に関すること	7
法人後見サポーター育成、対応	125
その他	78
合計	3,826

4. 住居確保給付金事業（令和４年度）

離職、自営業の廃止又は個人の責に帰すべき理由・都合によらない就業機会等の減少によって経済的に困窮し、就労能力及び就労意欲のある者のうち、住宅を失っている者又は失うおそれのある者を対象として、原則３か月間（最長１２か月間）賃貸住宅等の家賃として住居確保給付金を支給するとともに、再就職に向けた支援を行っています。

令和４年度

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
新規申請件数	13	6	9	11	4	7	4	4	4	3	1	3	69
新規支給決定件数	9	11	4	16	3	8	4	4	4	3	1	3	70
延長申請件数	3	2	0	9	4	7	8	5	2	2	1	0	43
延長支給決定件数	3	2	0	9	4	7	8	5	2	2	1	0	43
再延長支給申請件数	6	1	2	3	0	1	3	4	6	8	1	1	36
再延長支給決定件数	6	1	2	3	0	1	3	4	6	8	1	1	36
再支給申請件数	5	8	6	5	5	2	1	1	0	2	2	2	39
再支給決定件数	5	7	4	8	3	4	1	1	0	2	1	3	39
就職者数	4	2	7	8	0	7	5	1	2	5	0	3	44
支出金額	948,660	2,220,030	2,229,400	1,284,300	2,356,900	1,922,300	1,817,400	1,576,000	1,186,700	877,800	802,900	1,898,400	19,120,790

5. 就労支援事業

【目的】

就労能力があるにもかかわらず就労していない者に対して、就労意欲を喚起させつつ、公共職業安定所等関係機関との連携を密にしながら、就労指導を徹底し、自立に向け、保護の適正化を図る。

就労支援プログラムの実施状況			令和3年度	令和4年度
	就労支援件数	公共職業安定所同行	63 件	114 件
		所内面接	457 件	385 件
		家庭訪問	61 件	76 件
		電話・その他	1,133 件	1,140 件
		計	1,714 件	1,715 件
	その内、連携件数	公共職業安定所同行	47 件	89 件
		所内面接	40 件	78 件
		家庭訪問	6 件	16 件
		電話・その他	199 件	289 件
		計	292 件	472 件

6. 健康管理支援事業

【目的】

被保護者のうち、健康状態の把握が困難な者や療養状況に問題がある者等に対し、適切な支援、指導を行うことにより、被保護者の自立助長及び医療扶助の適正な実施を図ることを目的とする。

【内容】

- ①支援対象者の選定、名簿作成、支援検討会議を行う。
- ②自宅や関係先訪問、来所面接、電話相談、病院同行等により適正受診や療養指導を行う。
- ③嘱託医や主治医に協議し、助言を受ける。支援関係機関との協議・連携を行う。
- ④入院患者の病状把握や退院支援を行う。
- ⑤支援経過記録、実績報告書の作成・評価を行う。

【実績】療養支援プログラム

活動内容		令和3年度	令和4年度
	家庭訪問	118 件	323 件
	医療機関・施設訪問	47 件	75 件
	健康相談・関係者カンファレンス	30 件	34 件
	来所相談（医療・保健指導）	379 件	357 件
	電話相談	693 件	739 件
	合 計	1,267 件	1,528 件

【実績】被保護者健康管理支援事業

支援対象者数	健診受診勧奨	30 人
	医療機関受診勧奨	23 人
	保健指導・生活支援	0 人
	主治医と連携した保健指導・生活支援	0 人
	頻回受診指導	0 人
	合 計	53 人

支援内容	家庭訪問	31 件
	医療機関同行受診	5 件
	電話相談	322 件
	その他	85 件
	合 計	443 件

7. ふれあい相談員

【目的】

生活保護世帯において、特に地域や各種団体との交流に欠ける高齢者世帯、傷病・障がい者世帯等の要援護世帯を対象に、定期的に「ふれあい相談員」による家庭訪問を実施し、生活を支援すると共に、各種相談に応じ、関係機関への橋渡しをすることにより、援助対象者の福祉サービスの充実を図る。

対 象 者 ニ ー ズ	令 和 3 年 度		令 和 4 年 度	
	相談件数	活用件数	相談件数	活用件数
諸事務の相談及び手続き	5	5	19	19
医療券の相談及び届け	88	88	127	127
病院への付き添い及び送迎	0	0	7	7
他機関との相談及び連絡調整	95	95	196	196
扶養義務者との相談及び連絡調整	7	7	17	17
介護保険関係	8	8	5	5
施設入所に向けた相談等	0	0	0	0
住宅移転・改修の相談	1	1	11	11
福祉用具等の相談	2	2	2	2
日常生活支援及び電話での相談	259	259	354	354
合 計	465	465	738	738

8. 子どもの就学支援

平成 23 年度より、こども支援員（会計年度任用職員）を配置し、生活保護世帯のこども達がスムーズに高校進学できるよう動機付けや環境整備等の支援を行っています。また、平成 25 年度より、生活保護世帯のこども（主に中学 3 年生）に対し、高校進学に向けた学習支援事業を外部へ委託し行っています。

こども支援プログラム

○こども支援員：4 人（週 5 日勤務）

○令和 4 年度支援対象者（小学 1 年 ～ 高校 3 年）

学年	小学1年	小学2年	小学3年	小学4年	小学5年	小学6年	中学1年	中学2年	中学3年	高校1年	高校2年	高校3年	計
人数	3	7	6	6	13	9	14	18	28	30	7	1	141

○こども支援員の活動状況

支援方法

電話	来所	訪問
1,393	688	382

参加会議

個別	教育委員会主催	その他
30	34	84

○令和４年度 学習支援事業の参加者状況

(対象者：平成27年度より準要保護受給のひとり親世帯の中学３年生含む)

(平成29年度より保護世帯の中学1年、2年生含む)

	男子	女子	合計
生活保護	10	9	19
準要保護	25	31	56
合 計	35	40	75

○令和４年度 学習支援事業参加者の高校受験状況

	生保男子	生保女子	準要男子	準要女子	合 計
受 験 者	4	5	25	31	65
未受験者数	0	0	0	0	0
合 計	4	5	25	31	65

○令和４年度 学習支援事業参加者の中学卒業後の進路状況（不合格者は含まない。）

	生保男子	生保女子	準要男子	準要女子	合 計
推薦入学合格者	2	0	2	3	7
一般入試合格者	1	4	21	25	51
2次募集合格者	0	1	0	2	3
通信高校進学者	1	0	0	1	2
合 計	4	5	23	31	63

○令和４年度 高校進学率

生 活 保 護 世 帯	87.1%
学習支援事業参加者	98.5%

福 祉 事 務 所 の 概 要

令和5年度版

発	行	沖縄市福祉事務所
編	集	沖縄市福祉事務所 (第1章) ちゅいしいじい課 (第2章) 介護保険課、ちゅいしいじい課 (第3章) 障がい福祉課、ちゅいしいじい課 (第4章) こども家庭課、こども相談・健康課 (第5章) 保育・幼稚園課、こども相談・健康課 (第6章) 保護管理課 (第7章) ちゅいしいじい課、介護保険課、保護管理課
発 行 年 月		令和5年10月
印	刷	室川印刷合同会社